

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法に基づき、労働災害を減少させるために厚生労働大臣が重点的に取り組む事項を定めた計画。
- 昭和33年以降、5年ごとに策定しており、**第12次労働災害防止計画の期間は平成25年度～29年度**。

12次防の目標

- 平成29年までに、労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させる（平成24年比）
- 平成29年までに、労働災害による**死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少**させる（平成24年比）

12次防の重点対策

第三次産業対策

【目標】**小売業・飲食店 死傷者数を20%以上減少させる**
社会福祉施設 死傷者数を10%以上減少させる

※介護労働者の大幅増が前提の数値目標。増減がなければ25%以上減少に相当。

- 小売業等の実態に即した安全管理体制の構築を検討する
- 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とし、危険マップ等により危険を「見える化」し、災害の多いバックヤードを安全化する
- 介護機器の導入、腰痛健診の徹底、腰痛を起こさない介助法の指導などにより介護職員の腰痛を予防する

陸上貨物運送事業対策

【目標】**死傷者数を10%以上減少させる**

- 荷役作業の安全ガイドラインを周知・普及する
- モデル運送契約書などにより、荷役作業について運送事業者と荷主との役割分担を明確化する

建設業対策

【目標】**死亡者数を20%以上減少させる**

- 足場、はしご、屋根等からの墜落・転落防止対策を推進するとともに、ハーネス型の安全帯を普及する
- 発注者に対し、安全衛生経費を積算し、関係請負人に確実にその経費が渡るようにするよう要請する
- 老朽化したインフラや建造物などの解体・改修工事におけるアスベストばく露・飛散防止を徹底する

製造業対策

【目標】**死亡者数を5%以上減少させる**

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する